

## 要件を満たす場合、食費・居住費（滞在費）負担が軽減されます。

## 令和 8 年 8 月に認定要件の基準等が改正

介護保険施設等や短期入所サービス(ショートステイ)をご利用になる場合、食費及び居住費(短期入所の場合は「滞在費」。以下「居住費等」。)については原則として自己負担ですが、下表の認定要件の基準を満たす方は、申請により、一部が保険給付の対象となり、負担が軽減されます。

## 1 軽減対象サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設

## 2 自己負担の軽減対象者とその負担限度額(負担の上限額) ※下線は令和8年8月改正部分

利用者負担段階※1	認定要件の基準		負担限度額 (単位:円/日額)					
	所得の状況	預貯金等 ※2	食費		居住費等			
			施設入所	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※3	多床室
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者	要件なし	300	300	880	550	380 (550)	0
	世帯全員(世帯分離の配偶者を含む。)が世帯全員の老齢福祉年金受給者	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下						
第2段階	その他の合計所得金額と年金収入額の合計額※5が年額82.65万円以下	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	390	600	880	550	480 (550)	430
第3段階①	その他の合計所得金額と年金収入額の合計額※5が年額82.65万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	<u>680</u>	<u>1,030</u>	1,370	1,370	880 (1,370)	430
第3段階②	その他の合計所得金額と年金収入額の合計額※5が年額120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	<u>1,420</u>	<u>1,360</u>	<u>1,470</u>	<u>1,470</u>	<u>980</u> (1,470)	<u>530</u> ※4
第4段階	上記以外の方(課税世帯) ※「課税世帯における特例減額措置」は裏面参照		※ 利用者の負担となる食費及び居住費等の額は、各施設との契約により決まります。金額は各施設にご確認ください。					

【注意事項】※1 所得や世帯の変更があると、利用者負担段階が変わることがあります。

※2 第2号被保険者の預貯金等の要件は、単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下です。

※3 ( )内の額は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用する場合の額です。

※4 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護で室料を徴収しない場合は 430 円/日額です。

※5 年金収入額は、課税年金と非課税年金の合計額

〈非課税年金に含まれるもの〉 ←

年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」と印字された年金(遺族基礎年金、障害基礎年金等)のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

### 3 申請に必要な書類など

【裏面】

預貯金等に含まれるもの(例)	申請に必要な書類(例)
預貯金(普通・定期・貯蓄等) ※複数口座ある場合は全ての合計額 ※配偶者がいる場合は夫婦合計額	通帳の写し ①金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分 (表紙をめくった1頁目の見開き) ②最終記帳ページ(2か月以内に記帳したもの及び過去2か月間の取引歴が確認できるページ(年金を受給している場合、直近の年金の振込が確認できるページを含む)) ③預貯金額のわかるページ(普通・定期・貯蓄・積立全ての種類) ④通帳繰越により、直近の年金の振込が確認できない場合、繰越前の年金の振込が確認できるページのコピー 【注意事項】 ※口座が複数ある場合は、全ての口座の写しが必要です。 ※配偶者がいる場合は夫婦2名分の写しが必要です。 ※最新の取引履歴を記帳の上、写しを作成してください。 ※預貯金等が0円であっても通帳の写しが必要です。 ※WEB通帳の場合は、上記の内容を確認できる箇所を印刷の上、提出してください。
現金(タンス預金)	自己申告
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	証券会社、銀行等の口座残高の写し等(WEBサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(WEBサイトの写しも可)
負債(借入金、住宅ローン等)	残高証明書等 ※負債は預貯金等の合計額から差し引きます。

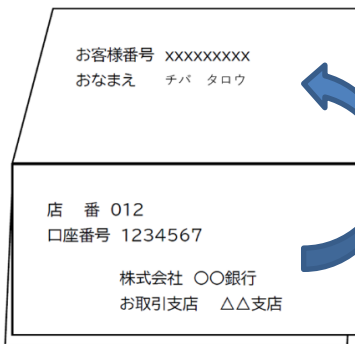
<預貯金等に含まれないもの(例)>・・・生命保険、自動車、腕時計、宝石等の貴金属、絵画・骨董品・家財等

※境界層該当の方は、預貯金等の通帳等に代えて、生活保護担当課が交付する境界層該当証明書が必要です。

※下記の課税世帯における特例減額措置(食費・居住費)に該当する方は、収入等申告書も必要です。

### 4 通帳の写し 作成イメージ

【金融機関名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分】



通帳の表紙を1枚めくった見開きのページをコピーしてください。

【最終記帳ページ&預貯金額のわかるページ】

※普通・定期・貯蓄・積立全ての種類(0円であっても必要です。)

年月日	適用	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-04-15	年金	700,000	60,000	360,000
03-04-25	水道	2,000	スドケイ	358,000
03-05-20	〇〇料	8,000	〇〇リ	350,000
03-05-31	現金	70,000		280,000
年月日	適用	お支払金額	お預り金額	差引残高
03-06-15	年金	700,000	60,000	340,000
03-06-25	水道	3,000	スドケイ	337,000
03-07-02	現金	100,000		237,000

現在の残高や年金の振込履歴を含む、直近2ヶ月程度の取引歴が確認できるページをコピーしてください。

※一部ケースの例です。3 申請に必要な書類などもご確認の上、必要な情報が網羅されるよう写しを作成してください。

#### 課税世帯における特例減額措置(食費・居住費)

※下線は令和8年8月改正部分

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で以下の要件をすべて満たす場合は、食費及び居住費又はその一方が第3段階②に引き下げられます。

<対象者> 市民税課税世帯で、以下の①～⑥のすべてに該当する方

- ①その属する世帯の世帯員の数が2以上であること
- ②介護保険施設に入所(短期入所は除く)又は入院し、利用者負担第1段階～第3段階に該当しないこと
- ③世帯の年間収入から利用者負担、居住費、食費の年額合計の見込額を除いた額が82.65万円以下となること
- ④世帯の預貯金等の額が、450万円以下であること
- ⑤世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

※上記の世帯には、別世帯となっている配偶者も含まれます。